

### 3. 1 1 福島追悼復興祈念行事 実施業務委託仕様書

#### 1 委託業務の名称

3. 1 1 福島追悼復興祈念行事実施業務

#### 2 事業の目的

東日本大震災の犠牲者へ哀悼の意を表するとともに、行事を通して、県民や、本県に心を寄せる人々が復興への思いを新たにすることを目的とする。

#### 3 事業内容

東日本大震災追悼復興祈念式及びキャンドルナイト

#### 4 契約期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）

#### 5 主催

福島県

#### 6 行事の概要

##### (1) 東日本大震災追悼復興祈念式

##### (ア) 日 時

令和3年3月11日（木） 14:30～15:50（予定）

##### (イ) 会 場

名 称 とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）  
（以下「文化センター」という。）

住 所 福島県福島市春日町5番54号

使用施設 大ホール（1階1,086席、2階666席）ほか

##### (ウ) 内容（案）

東日本大震災犠牲者を追悼する式典

（開式の辞、国追悼式の中継（未定）、式辞、追悼の辞、御遺族代表のことば、代表者献花、高校生による発表、知事メッセージ、献唱、閉式の辞、参加者献花を含む）

##### (エ) 参集予定

行政関係者（市町村、国機関、県関係団体、県議会議員等）及び関係諸外国来賓等を含む500名程度（想定）

※ 最終的な参集人数については、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえ決定いたします。

## (2) キャンドルナイト

### (ア) 日 時

令和3年3月11日（木） 17：30～19：30（予定）

### (イ) 会 場

名 称 福島駅東口駅前広場

住 所 福島市栄町

### (ウ) 内容（案）

東日本大震災の犠牲者を追悼するため、キャンドルを灯すイベント

- ・キャンドルホルダーへのメッセージの記載
- ・キャンドルの設置、点灯
- ・点灯式（主催者あいさつ等）※ステージイベントは実施しない。
- ・記帳所の運営
- ・防災ワークショップ運営
- ・防災チラシ配布、防災クイズ実施等

## (3) 県民等参加型の取組

### (ア) 対象者（案）

福島県民及び福島に思いを寄せてくださる国内に在住の全ての方々

### (イ) 期間（案）

令和3年3月1日（月）～令和3年3月14日（日）の2週間

### (ウ) 内容（案）

震災に対する風化防止のため、震災10年目となる令和3年3月11日のふくしま追悼復興祈念行事に併せSNSを活用した県民等参加型の取組（ハッシュタグキャンペーン）を実施する。

- ・使用するSNSは、福島県公式Twitterとする。
- ・参加者にTwitterをフォローしてもらい、ハッシュタグを付けて「震災の教訓等」を投稿してもらう。
- ・参加者の中から抽選で30名程度に防災グッズをプレゼントする。

## 7 委託業務の内容

委託する業務は以下のとおりとする。

なお、企画設計及び運営に当たっては、採用となった企画案を基に県と協議の上、改めて設計を行い、進行台本、実施計画書及び運営マニュアルを作成すること。

また、オンラインの活用等「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ等参照）に沿った開催手法を用い、多くの方が当行事の様子を体感できる仕組みを設けること。

※委託する業務に係る諸経費については、全て本委託料の中から支払いをすること  
(本書中で、委託料に含まない旨明記されたものを除く。)

(1) 東日本大震災追悼復興祈念式

(ア) 企画演出・キャストイング

- ・ 式典の趣旨・目的にふさわしい演出を企画すること。
- ・ 国主催の追悼式が開催される場合は、式典内で中継映像(NHKのテレビ放送)を上映すること(上映スクリーン等の設置については、受託者が県と協議の上、対応すること)。
- ・ 司会者は、県と協議の上、受託者が出演交渉を行い、選定すること。
- ・ 献唱に係る出演団体の選定は、県が行うが、演奏曲目の選定及び演奏方法等、出演団体との当日までの連絡調整については、受託者が行うこと。
- ・ 司会者及び出演団体に係る当日の交通手段の確保、旅費・謝金の支払い及び食事の手配など必要な業務については、受託者が行うこと。
- ・ また、献唱について、式典当日(令和3年3月11日(木))の午前中など、式典会場でリハーサルを行うこと。
- ・ 「御遺族代表のこぼし」については、県と協議の上、対応すること。御遺族代表の選定は、県が行い、御遺族代表に係る旅費は委託料に含まない。
- ・ 「高校生による発表」については、県と協議の上、対応すること。出演者の選定は、県が行い、高校生による発表に係る旅費は委託料に含まない。
- ・ 出演団体等の当日の演出については、会場での発表を想定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に応じ、別会場からのリモートでの出演となる可能性があること。

(イ) 祭壇・献花等

- ・ ステージ上に設置する祭壇の形態は無宗教式とし、標柱は県産木材を原則として使用すること。祭壇には避難指示解除地域等の浜通り地域で栽培された花卉を必須とし、県産の白菊やカスミ草を使用するなど、「福島県」を意識したものとする。
- ・ 祭壇の前に献花台を設置すること。また、献花台には、読み終えた式辞等を置く黒盆等を設置すること。なお、その黒盆等は、「代表者献花」開始前に全て撤去すること。
- ・ 式典終了後16:30頃まで、参加者の方々が、一定時間、会場内で献花できるよう運営すること(献花に必要な生花の準備(500本程度を想定)、献花者の会場出入口から祭壇までの誘導案内、献花方法の案内など、円滑に献花できるよう工夫すること)。

- ・ 式典会場（大ホール）付近に記帳所を設置し、当日運営するとともに、撤収を行うこと。

#### (ウ) 会場設営・運営・撤去

- ・ 式典の会場は「文化センター 大ホール」で行うこととし、知事・海外来賓・出演団体等の各控室等を設置すること。（文化センターは3月10日（水）、3月11日（木）の両日全館、県が予約済。）
- ・ 全ての控室に、茶菓及び茶道具を用意すること。
- ・ 式典会場の設営は前日の令和3年3月10日（水）午後から、撤去は3月11日（木）式典後に行う参加者献花終了後を予定する。
- ・ その他控室等の設営及び撤去日は令和3年3月11日（木）を予定する。
- ・ 会場の使用に係る経費が発生する場合（式典会場の他、各会議室や附属設備使用料、作業上生じる延長使用料金（深夜料金）等が発生する場合も含む。）は全て本委託料の中から支払いをすること（※ただし、文化センターの施設利用料金は、県主催行事での利用のため、県が今後減免申請を行う予定。）。
- ・ 施設における装飾、音響、電気設備の設置、会場設営・撤去、管理等の全てを行い、必要な機材を手配すること。
- ・ 献唱に必要な伴奏機器等を手配し、会場への運搬、設置、管理、撤去等の全てを行うこと。
- ・ 実施会場は原状回復することとし、撤去後に管理者からの確認を受けること。また、万が一、会場施設に損害等を与えるなど、その原状回復に費用が発生した場合は、原則として、受託者が負担すること。
- ・ 当日はマスコミの取材が入るため、県と協議の上、マスコミ用の映像及び音声分配器（※分配器の口数は、取材申込のあったマスコミ数分を準備すること。）等を設置すること。
- ・ 会場内には、座席図や案内図など分かりやすいサイン等を設置すること。また、各控室には、入口入室者を明示したPOP等を設置すること。
- ・ 来賓及び一般来場者の座席配置については、県と協議の上、決定すること。その際、来賓と一般来場者の受付や動線を区分するなど、誘導案内が円滑かつ容易となるよう配慮すること。原則として座席には、名札を貼付すること。
- ・ 受付台を設置し、来賓及び一般来場者の受付を行うこと。会場の来場者について集計し、県へ報告すること。なお、報告時期及び方法については、県と協議の上対応すること。
- ・ 運営に必要な人員は原則として受託者が確保し配置すること。会場を考慮し、建物入口から式典会場入口までの誘導線各所にスタッフを配置するほか、式典会場付近や文化センター駐車場に警備員を配置すること。
- ・ 運営に当たっては、インカムなど会場スタッフ間（県職員スタッフ分も含む）

の情報伝達手段を確保すること。

- ・ 会場スタッフと来場者との区別がつくような措置を講ずること（腕章、名札等）。
- ・ 会場に必要な照明等電気設備等の会場への搬出入、設営、装飾等の施工に当たっては、会場の規定及び施設管理者の指示等を遵守すること。

#### **(エ) 安全管理**

- ・ 本事業の実施に係る全ての作業については、安全確保に万全の体制を整えること。このことに関する義務と責任は、全て受託者にあること。
- ・ テロや災害対策を含め、来場者の安全対策に十分配慮すること。
- ・ 新型コロナウイルスを始めとする感染症等への対策を講ずること。
- ・ 設営・撤去・運搬やイベント開催時間中の事故など不測の事態に対処するため、あらかじめ保険に加入するとともに、十分な人員体制をとるなど、必要な方策を講ずること。

#### **(オ) その他**

- ・ 式典については次第等を記載したもの一式を、日本語で作成すること。また、これらについての翻訳（英語）を行うこと。
- ・ 式典における日本語から英語への同時通訳（Aクラス2名程度）、手話による通訳（2名程度）を手配すること。また、旅費、謝金の支払い及び食事の手配など必要な業務を行うこと。
- ・ 式典（招待者分）の招待状及び返信用葉書の作成、印刷、封入及び発送を行うこと（約500通を予定）。なお、作成に当たっては、日本語及び英語で作成すること。

#### **※「3月11日知事メッセージ」について**

- ・ 3月11日に県が発表する「知事メッセージ」について、専門の翻訳家へ依頼し、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語の各言語へ翻訳すること。なお、作業方法や納品時期については、県と協議の上対応すること。
- ・ 「知事メッセージ」（日本語版・英語版の2種類）について、知事が朗読する映像を撮影し、テロップ等編集の上、福島県ホームページへ掲載可能な動画ファイルをそれぞれ作成し、DVD等のメディアにて納品すること。撮影場所は福島県庁内を想定しているが、詳細な実施方法や撮影日時、納品期限等については、県と協議の上、対応すること。なお、撮影や編集に必要な機器等は全て受託者が準備すること。
- ・ 「知事メッセージ」のパネル15枚（A2版）を作成すること。これらのパネルは、式典会場で来場者が閲覧できるように設置すること。

## (2) キャンドルナイト

### (ア) 企画演出・キャスティング

- ・ 本事業の趣旨を踏まえ、追悼復興祈念行事としてふさわしい内容となるよう留意すること。
- ・ 会場に設置するキャンドルは3,000本程度の規模とし、会場全体のレイアウトを提案すること。
- ・ キャンドルへの点火は16:00頃からとし、詳細な時間等は県と調整すること。
- ・ キャンドルは受託者が新たに購入すること。キャンドルホルダーは、県で保管している過年度使用分は県にて準備し、不足分(来場者にメッセージを記載してもらった分を含む)として700本程度は受託者が購入すること。事業に必要な物品の購入品目及び数量については、県と協議すること。また、イベント終了後は、各会場に配置したキャンドルホルダー等を受託者にて回収し、県へ成果品として納品すること。
- ・ 会場で使用するキャンドル及びキャンドルホルダー等(必要な備品を含む)については、キャンドルナイト実施当日に受託者が会場へ直接搬入すること。
- ・ 会場周辺の商店街や企業等に対し、店舗前等でのキャンドル点灯を依頼するため、企業等へ配付するLEDキャンドル及びキャンドルホルダーを購入すること(6団体、各企業100個、合計600個程度を想定。)。県で保管している過年度購入分のうち、使用可能なものは再利用すること。不足分は受託者が購入すること。購入品目及び数量については、県と協議すること。企業等に対する点灯協力の依頼は県が行うものとするが、LEDキャンドルの店舗への配付及び回収等は、原則、受託者が直接行うこととする。
- ・ また、県内外の協力企業に対し配布するLEDキャンドル及びキャンドルホルダーを購入し、それぞれ梱包の上発送すること(60社、各企業50個、合計3,000個程度を想定。)
- ・ 来場者がキャンドルホルダーへメッセージを書き込むための記載台について、設置、運営(来客対応等)及び撤収(現状回復等)を行うこと。
- ・ また、記帳所についても同様に行うこと。なお、設置場所や運営方法等は県と協議の上対応すること。
- ・ 来場者によるキャンドルホルダーへの記載及び記帳は、16:00頃から開始する。
- ・ 来場者のスムーズな動線を確保すること。
- ・ 原則として、主催者(県)の挨拶を含む簡易なセレモニーを実施すること。その際、受託者が司会進行・趣旨説明等を行うことを原則とし、詳細は県と協議の上決定すること。
- ・ 県が受領した複数の企業からの3.11メッセージ動画(静止画)データを編

集し、それを会場で放映すること。編集方法、放映方法については県と協議の上対応すること。

#### ※留意事項

- ・ 季節的に参加者が少なく、滞在時間も短くなることが予測されるため、企画運営を工夫すること。
- ・ 小雨や雪の場合も実施できるよう準備すること。
- ・ 会場の来場者数について集計し、県へ報告すること。なお、報告時期及び方法については、県と協議の上対応すること。

#### (イ) 会場設営・運営・撤去

- ・ 会場は、「福島駅東口駅前広場」とする。
- ・ 会場の手配事務は原則として受託者が行うこととし、県と協議の上対応すること（※会場の使用に関し、県主催による料金減免の手続きが必要な場合は、県と協議の上対応すること。）。
- ・ 会場設営及び撤去の日は、原則として、キャンドルナイト実施当日（令和3年3月11日（木））とする。
- ・ 会場への機材等の搬出入、設営等に当たっては、会場の規定及び施設管理者の指示等を遵守するとともに、十分な打ち合わせを行うこと。
- ・ テント、照明、モニター、DVD再生機器、マイク等の音響設備、暖房器具、発電機、会場入口に設置する看板その他必要な機材の手配、設置及び撤去を行うこと。なお、会場入口等に設置する看板は、県の事業であることが分かるようにすること。
- ・ 会場設営や撤去等、速やかな作業進行を徹底すること。
- ・ 実施会場は原状回復することとし、撤去後に管理者からの確認を受けること。また、万が一、会場施設に損害等を与えるなど、その原状回復に費用が発生した場合は、原則として、受託者が負担すること。
- ・ 会場設営時におけるキャンドル設置エリアの除雪は、受託者が行うこと。
- ・ 会場の運営に必要なスタッフを配置すること。特に、来場者の安全確保のために十分な人数を配置すること。
- ・ トランシーバーなどスタッフ間の情報伝達手段を確保するとともに、スタッフと来場者との区別が明確となるよう名札、腕章の着用などの措置をすること。
- ・ キャンドルの点火に必要な着火ライターを準備すること（ライター用ガス等の補充は十分に行うこと。）。
- ・ 雨天及び降雪時でも原則として決行するが、天候の急変等により、イベントを中止するかどうかの判断を行う必要が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- ・ 本事業の実施に当たり、関係監督機関等への諸手続が必要な場合は、受託者

が代行して行うこと。

#### (ウ) 安全管理

- ・ 本事業の実施に係る全ての作業については、安全確保に万全の体制を整えること。このことに関する義務と責任は、全て受託者にあること。
- ・ テロや災害対策を含め、来場者の安全対策に十分配慮すること。
- ・ 新型コロナウイルスを始めとする感染症等への対策を講ずること。
- ・ 設営・撤去・運搬やイベント開催時間中の事故など不測の事態に対処するために必要な方策を講ずること。
- ・ 特に、火気の取扱いには十分に注意をするとともに、消火器を設置する等、安全対策を行うこと。また、必要に応じ消防署等の確認を受けること。

#### (3) 県民等参加型の取組

- ・ 県公式 Twitter のアカウントの管理及び文書の投稿については福島県が行う。
- ・ 県民等が参加したくなるようなハッシュタグを提案し、取組の周知・広報（チラシ作成・配布等）を行うこと。また、チラシの作成に当たっては、下記（4）（イ）①で作成するポスター、チラシのデザインとの連動を図ること。
- ・ ハッシュタグを用いて当選候補者のリストを作成すること。候補者リストをもとに抽選を行い、当選者を確定させる。
- ・ 福島県が、当選者に直接連絡し、メールアドレスを取得し、委託事業者に共有する。
- ・ 当選者に連絡し、名前、住所、電話番号等の景品の発送に必要な事項の聞き取りを行うこと。
- ・ 景品である防災グッズの選定、購入及び当選者への発送を行うこと。

#### (4) 共通事項

##### (ア) 本行事全体のテーマ、コンセプトの設定

- ・ 本行事全体のコンセプト等を設定し、ポスターに反映させるなど、行事全体の企画演出を行うこと。

##### (イ) 広報

###### ①ポスター及びチラシの作成

- ・ ポスター及びチラシを作成すること。
- ・ デザインに当たっては、当行事の目的を考慮したものとする。
- ・ 広報するものは、東日本大震災追悼復興祈念式、キャンドルナイトとする。
- ・ ポスターについては、B2版1,500枚程度を想定。
- ・ チラシについては、A4版片面カラー刷り65,000枚程度を想定。
- ・ 当該ポスター等に使用したデザインは、キャンドルナイト独自で作成するポスター・チラシ等においても活用可能とする（キャンドルナイト独自のポスター等



は、県が作成・印刷する。)

②ポスター及びチラシの配布

- ・ ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用し、国内外へ広く発信できる効果的な広報宣伝を行うこと。
- ・ ポスター及びチラシについて、県が指定する納品場所へ納品すること。
- ・ チラシについては全体のうち 43,000 枚程度を避難者向けに発送すること。

(ウ) 記録業務

①写真の撮影

- ・ 式典及びキャンドルナイトについて、実施状況を撮影し、記録を行うこと。

②映像の撮影

- ・ 式典について、全て映像撮影し、記録を行うこと（全体版及び YouTube 版）。

③要約版動画の作成

- ・ 式典及びキャンドルナイトの記録動画を編集し、5分程度に要約した動画を作成すること（要約版及び YouTube 版）。

④ストリーミング配信（ライブ配信）

- ・ 式典について、国内外でも広く視聴できるように、YouTube 等を使ったストリーミング配信を行うこと（同時通訳版も作成）。その具体的な内容については、県と協議すること。

(エ) その他

- ・ 全てのイベント実施において、新型コロナウイルスを始めとする感染症等の予防に必要な措置を行うこと。
- ・ 進行に当たっては、タイムスケジュールを含む詳細な進行台本のほか、実施計画書及び運営マニュアルを作成の上、実施すること。

8 留意事項

(1) 委託業務に係る成果品の提出

- ・ 本事業の実施結果についての報告書（写真の電子データを含む。）を、紙媒体にて3部及び電子データ一式にて提出すること。
- ・ キャンドルナイトで使用するために購入したキャンドル（LED ライトなどの電飾品も含む。）及びキャンドルホルダーは、使用后、県へ納品すること（再利用が困難な状況の物は除く。）。
- ・ 撮影した動画については、下記の数量、形態により納品すること。

	全体版		要約版(約5分)	
	DVD	YouTube	DVD	YouTube
式典	10枚	2ファイル	5枚	2ファイル

		(同時通訳 版を含む)	(同時通訳 版を含む)
キャンドルナイト	—	5 枚	1 ファイル

※全体版、要約版は、DVD プレーヤーで再生できる形態とする。

※YouTube 版は、加工を行うことなく YouTube にアップロードできる形態とする。

## (2) 印刷物、イベントに関する撮影データの著作権等

- ・ 本委託業務で作成した印刷物、広報物及びイベントに関する撮影データ等の著作権は、原則として、県に帰属するものとする。
- ・ 印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他社の著作権その他の権利が及ぶものは使用を避けること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に 2 次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- ・ これらの権利等に関して、第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処するものとする。

## (3) その他

- ・ 本件に関し、疑義が生じた場合等については、県と協議の上決定すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、本事業が変更・縮小・中止される場合がある。

## 9 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・ 委託業務着手届 (委託契約書第 13 条関係 (第 1 号様式))
- ・ 主任担当者通知書 (任意様式：氏名、所属、役職、連絡先を明記のこと) (委託契約書第 8 条関係)
- ・ 実施工程表 (任意様式：着手から完了までの工程を明記のこと)
- ・ その他、福島県が業務の確認のため必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 委託業務完了届 (委託契約書第 16 条関係 (第 2 号様式))
- ・ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

※成果品

- ・ 事業報告書は令和 3 年 3 月 26 日 (金) までに提出すること。